平成２２年（フ）第１５５号
兵庫県加古川市野口町良野152番地　プレステージ加古川Ⅱ－403号、開始決定時の住所兵庫県加古川市西神吉町岸500番地の３ローレルコート加古川1103号
破産者　川島　雅人
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８１号
兵庫県姫路市家島町真浦1844番地33
破産者　柴田　幸司
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３４８０号
札幌市中央区宮の森４条４丁目４番18―201号
破産者　伊藤　卓哉
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１７号
札幌市北区太平10条４丁目９番７号　エクセレンス太平102号
破産者　小松　明美
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５７号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番３―403号
破産者　前田　洋
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８１号
神奈川県厚木市温水1170番地２
破産者　畑中　秀義
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３７号
京都市北区西賀茂南川上町63番地の３
破産者　松田　　正
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
兵庫県明石市西明石北町１丁目３番22号　清秀レジテンス403号、開始決定時の住所神戸市西区中野２丁目６－５
破産者　今西　　豊
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
大阪府豊中市東豊中町４丁目７番25―203号、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬1384番地の９
破産者　渡邊　　圭
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０２２号
福岡市東区青葉７丁目18―８
破産者　阿部　正行
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５３５号
大分市三川上４丁目１番11号　アグレアブル三川Ａ、開始決定時の住所大分市大字森212番地の８
破産者　新名　光一
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６５３号
大分市泉町10番11号
破産者　内田　育子
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２号
大分市大字横尾2530番地の１　サンシャイン王子原Ⅲ202、開始決定時の住所大分市大字中戸次1473番地の２
破産者　藤田　雅文
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４２号
大分市金池町５丁目６番11号　木村第２ビル406
破産者　加口紀世美
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
大分県竹田市久住町大字栢木字原618番地５、住民票上の住所大分県竹田市大字飛田川2557番地５
破産者　藤井　重敏
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２２７８０号
東京都江戸川区中央２丁目34―15、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町柳橋294―12
破産者　大島　秀介
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１５４号
東京都中野区東中野３丁目24―７
破産者　田村　　裕
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８２６号
埼玉県所沢市西住吉９－３－306　Ｔ・Ｆビル、開始決定時の住所東京都小平市大沼町２丁目864―２―102
破産者　菱田　真有
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部